

が疾対第2125号
令和3年7月12日

かながわ自殺対策会議構成機関・団体の長 殿

神奈川県健康医療局
保健医療部精神保健医療担当課長
(公 印 省 略)

令和3年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

日頃より、本県の自殺対策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、別添のとおり、厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）から標記の通知がありましたので、送付いたします。

つきましては、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第7条第2項及び第4項、自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）の趣旨に基づき、啓発事業の実施や各種相談支援等の取組みの推進を図るとともに、関係機関及び関係団体等に対し、積極的に周知、指導していただきますようお願いいたします。

また、今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを送付いたしますので、掲示の御協力をお願いいたします。

なお、広報ポスターの送付は9月上旬に予定されますので、ご承知おきください。

問合せ先

がん・疾病対策課

精神保健医療グループ 小堀

電話 (045) 210-1111 内線5189

ファックス (045) 210-8860



参自発0702第1号
令和3年7月2日

都道府県
各 自殺対策主幹部（局）長 御中
指定都市

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和3年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第7条第2項において、9月10日から9月16日の1週間を「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（平成29年7月25日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明けには10代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

については、各都道府県・指定都市におかれても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に自殺予防週間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては管内市町村に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

2 自殺予防週間に実施する取組の公表について（予告）

貴自治体（都道府県におかれては管内市区町村分も含む。）が令和3年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組については、毎年度、「支援情報検索サイト」への登録及び公表を行っているところですが、今年度より、関係府省庁・関係団体の取組と同様に、「事業名」「事業内容説明」「日時」の部分について、今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等においても周知を図っていく予定です。

「支援情報検索サイト」への登録については別途依頼いたしますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線 2837）

担当者：山田、飯村、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp